

第2章



人と自然との共生の確保

第2章 人と自然との共生の確保

第1節 自然とのふれあいの推進【自然環境課】

県内には多様で豊かな自然が多く残されていますが、社会情勢の変化等により、その様相が変化しつつあることから、自然環境保全地域や自然公園の指定を行いその保全に努めています。

また、自然に親しみ、生物の多様性や自然との共生について理解を深めるため、三瓶自然館等の管理運営や自然解説ボランティアの育成などにより自然とのふれあいの推進に努めています。

1 優れた自然の保全

(1) 自然環境保全地域の保全

「島根県自然環境保全条例」に基づき、県

内の自然公園区域外で学術的に価値の高い優れた自然の存する地域6箇所が自然環境保全地域に指定されています。

指定した地域については、地元の保護団体等の協力を得ながら、巡視や草刈りなどの保全活動を実施し、適正な保全に努めています。

特に赤名湿地においては、自然遷移による乾陸化が進み、湿地性植物の衰退が懸念されてきたことから、平成14～16年度でボランティアの協力を得ながら、湿地の大規模な自然の再生を図りました。その後も湿地環境を維持するため、毎年地元ボランティアの協力により除草作業を実施しています。

表2-1-1 島根県自然環境保全地域一覧表

地域名	所在地	保全すべき自然環境の特質等	指定面積 (ha)
1. 赤名湿地性植物群落	飯南町	ミツガシワ、リュウキンカ、サギソウ、トキソウ、ハンノキ等の湿地性植物群落	30.18
2. 六日市コウヤマキ自生林	吉賀町	コウヤマキ自生林	48.17
3. オキシクナゲ自生地	隠岐の島町	オキシクナゲを中心とした隠岐島後特有の動植物等	76.76
4. 西谷川オオサンショウウオ繁殖地	安来市	オオサンショウウオ生息環境	5.00
5. 三隅海岸	浜田市	ハマビワの自生地と変化に富んだ岬角、島嶼景観	15.90
6. 女亀山	飯南町	野生動植物の生息・自生地、鳥類の繁殖・中継渡来地	2.730
計			178.74

(2) 優れた自然財産の保護と活用

自然公園や自然環境保全地域といった法規制に基づく保護活用のほか、身近で地域のシンボルとなっている自然や貴重な自然を「みんなで守る郷土の自然」として、昭和62年度から選定をはじめ、地域住民を中心とした保全活動の助成や地域整備事業を実施しており、累計で56箇所となりました。

また、平成17年度から、地域住民自らが守り育て、活用している生活に密着した身近な森や林を「みんなで親しむふるさとの杜」と

して地域選定し、保全活動の助成や地域整備事業を実施することとし、松江市「忌部神社の杜」と奥出雲町「湯野神社の杜」の2箇所を選定しています。

そのほか平成14年度に自然再生事業を実施した三瓶山北の原にある姫逃池では、県指定天然記念物であるカキツバタの生育環境が改善されました。その後、カキツバタの周辺に他の草の繁茂が目立つようになったことから、平成22年度においても、ボランティアの協力を得て、草の抜き取り作業を実施しました。

第2章 人と自然との共生の確保

(3) 自然保護意識の普及・啓発

自然環境の適正な保全と利用を推進するため、新聞広報等により自然保護意識の普及啓発に取り組みました。

また、地域の自然を守る活動をしている団体や県民等に集まっていただき、自然保護や生物多様性の重要性等の啓発を目的とした研修会を開催しました。

遺産として後世に引き継いでいくために、国立・国定公園及び県立自然公園に指定してその保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として、利用の促進を図っています。

本県においても、隠岐島や島根半島に代表される優れた自然の海岸風景や、典型的なトロイデ火山の三瓶山、中国脊梁山地の山岳・渓谷景観を有しているため、大山隠岐国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園のほか11の県立自然公園が指定されており、その総面積（海面を除く）は40,497haで、県土面積の約6%を占めています。（表2-1-2）

このほか、大山隠岐国立公園には、隠岐島地域と島根半島地域の海面に、海域公園地区5地区と普通地域が指定されています。

2 自然公園の保護と利用

(1) 本県の自然公園

我が国は、世界の中でも屈指の風景国といわれており、四季折り折りの自然風景は、私たちの人間性や情緒を育む母体です。

そこで、特に優れた自然の風景地を国民の

表2-1-2 自然公園一覧表（平成23年3月31日現在）

（面積単位：ha）

公園の種類	公園の名称	公園指定年月日	面積 (海面を除く)	陸域面積の内訳				普通地域	摘要
				特別地域					
				特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域		
国立公園	大山隠岐	S38.4.10	13,036	730	585	5,399	6,269	53	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、松江市、出雲市、大田市、飯南町、美郷町
計	1		13,036	730	585	5,399	6,269	53	
国定公園	比婆道後帝釈	S38.7.24	1,637	-	16	854	767	-	奥出雲町
	西中国山地	S44.1.10	9,211	77	714	3,338	5,082	-	邑南町、浜田市、益田市、津和野町、吉賀町
計	2		10,848	77	730	4,192	5,849	-	
県立自然公園	浜田海岸	S12.12.1	238.6	-	7.2	199.4	32.0	-	浜田市
	清水月山	S39.4.17	360	-	-	66	294	-	安来市
	宍道湖北山	S39.4.17	10,618	-	-	92	2,601	7,925	松江市、出雲市、斐川町
	立久恵峡	S39.4.17	367	-	-	86	281	-	出雲市
	鬼の舌震	S39.4.17	330	-	-	35	295	-	奥出雲町
	江川水系	S39.4.17	2,296.5	-	-	-	1,893.5	403	美郷町、邑南町
	蟠竜湖	S39.4.17	187.6	-	-	81.9	82.3	23.4	益田市
	青野山	S39.4.17	970	-	-	39	931	-	津和野町
竜頭八重滝	S42.5.9	396	-	-	38	358	-	雲南市	

第2章 人と自然との共生の確保

公園の種類	公園の名称	公園指定年月日	面積 (海面を除く)	陸域面積の内訳					摘要
				特別地域				普通地域	
				特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域		
県立自然公園	千丈溪	S57.10.15	340.2	—	—	114	226.2	—	江津市、邑南町
	断魚溪・観音滝	S59.5.18	509.3	—	—	39.0	470.3	—	江津市、邑南町
計	11		16,613.2	—	7.2	790.3	7,464.3	8,351.4	
合計	14		40,497.2	807	1,322.2	10,381.3	19,582.3	8,404.4	

(注) 国立公園には、上記のほか、海面（島根半島〈7ha〉、浄土ヶ浦〈20.8ha〉、代〈14.8ha〉、国賀〈7.3ha〉、海士〈7.6ha〉）の各海域公園地区及び普通地域が指定されています。

(2) 自然公園の利用

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するものであるとともに、自然とのふれあいの場としても活用するものでもあります。最近、身近な自然を相手とするハイキング、自

然探勝等の低廉で健全な野外レクリエーションの需要が高まっており、自然に恵まれた本県の自然公園は、これらの需要を満たす格好の場として、その存在価値が大きくなっています。

2-1
自然とのふれあい
推進

表2-1-3 自然公園利用者の推移

(単位：千人)

公園の種類	公園の名称	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
国立公園	大山隠岐	4,501	4,616	4,736	4,692	4,487	4,444	4,605	4,779	5,037	4,575	4,659
計	1	4,501	4,616	4,736	4,692	4,487	4,444	4,605	4,779	5,037	4,575	4,659
国定公園	比婆道後帝釈	30	28	29	29	25	14	26	20	23	23	21
	西中国山地	365	393	358	329	312	336	266	200	257	235	267
計	2	395	421	387	358	337	350	292	220	280	258	288
県立自然公園	浜田海岸	889	661	561	527	549	495	433	429	414	404	461
	清水月山	941	871	834	896	1,024	1,129	1,281	1,217	1,249	1,157	1,330
	宍道湖北山	1,489	1,297	1,265	1,149	1,107	1,084	1,077	1,084	1,024	970	946
	立久恵峡	214	183	178	154	170	166	152	133	163	109	119
	鬼の舌震	60	80	98	100	100	100	100	101	101	102	96
	江川水系	86	74	90	93	77	48	38	35	37	34	34
	蟠竜湖	160	168	180	183	188	196	205	209	221	238	238
	青野山	21	20	20	17	17	14	14	17	10	14	14
	竜頭八重滝	61	67	61	60	60	58	50	50	55	52	58
	千丈溪	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
断魚溪・観音滝	30	26	31	31	29	28	29	28	27	24	20	
計	11	3,954	3,450	3,321	3,213	3,324	3,321	3,382	3,306	3,304	3,107	3,319
合計	14	8,850	8,487	8,444	8,263	8,148	8,115	8,279	8,305	8,621	7,940	8,266

第2章 人と自然との共生の確保

(3) 自然公園の管理

健全な利用を促進するための自然公園清掃活動事業、自然に親しむ運動等の諸施策を実施したほか、他事業との調整を図るために各種の許認可を行いました。

① 自然公園施設の管理

歩道、園地、駐車場、公衆便所など自然公園の施設については、原則として市町村に管理を委託しており、安全で快適な自然公園の利用を図っています。

② 自然公園美化清掃交付金

自然公園内でも特に風致維持・景観保護を必要とする地域の美化のため、当該地域の清掃事業を行う市町村に対し、交付金を交付しました。

平成22年度交付実績

14市町村 4,240千円

③ 自然公園のパトロール及び許認可

春季及び夏季の利用最盛期を中心にパトロールを強化し、健全な利用の普及を図ると共に違法行為の防止や許認可手続等の指導及び処分を行いました。

表2-1-4 自然公園における年度別許可・届出事項の処理件数

処理の別	行為の種類	公園別	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
許 可	工作物の新改増築	国 立	65	59	64	78	-	-	-	-	-	-	-	
		国 定	4	7	7	3	3	5	2	9	3	5	12	
		県 立	14	17	15	12	18	20	21	10	20	17	8	
	木竹の伐採	国 立	2	0	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-
		国 定	0	3	1	4	1	2	0	0	2	1	0	
		県 立	2	1	4	4	1	1	1	1	1	2	1	
	そ の 他	国 立	21	11	24	27	-	-	-	-	-	-	-	-
		国 定	1	4	0	2	1	1	0	1	0	2	0	
		県 立	2	7	2	8	5	2	7	3	1	9	3	
受 理	工作物の新改増築他	国 立	8	6	6	7	-	-	-	-	-	-	-	
		国 定	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	
		県 立	1	1	0	0	1	4	1	0	1	1	13	
計	国 立	96	76	96	115	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国 定	5	14	8	9	6	8	2	10	6	8	12		
	県 立	19	26	21	24	25	27	30	14	23	29	25		
合 計			120	116	125	148	31	35	32	24	29	37	37	

※国立公園にかかる許認可事務については、法定受託事務を返上したため、平成16年度より環境省が直接実施している。

④ 自然保護レンジャー制度

県内の自然公園等（国立・国定・県立自然公園、中国自然歩道、自然環境保全地域）においてボランティアとして動植物の保護、野外活動の指導及び情報提供などの活動に従事できる方131名を第14期島根県自然保護レンジャーとして委嘱（任期2年：平成22年度～平成23年度）し、その協力を得て自然保護の推進を図りました。

⑤ 自然公園等ボランティア整備

自然保護レンジャーや地元自然保護団体など、県民との協働事業という形で、自然公園等の整備を行なっています。平成22年度は、中国自然歩道の荒神谷・加茂岩倉モデルコースにおける歩道整備、木橋の設置を行いました。

⑥ 自然に親しむ運動

7月21日から8月20日までの1か月間を

中心として自然公園の利用を中心とした「自然に親しむ運動」が全国的に展開され、県内各地で自然に親しむ各種の行事が実施されました。

⑦ その他

各種自然公園の施設の維持補修及び管理事業を実施しました。また、実行委員会主催による清掃活動「クリーン三瓶」を実施しました。

(4) 中国自然歩道

① 延長654.5km

本線ルートL=546.7km

(美保関—一畑薬師—大社—立久恵—三瓶—温泉津—川本—浜田—匹見—津和野)

南北ルートL=107.8km

(一畑薬師—斐川—木次—吾妻山)

② 策定年度 昭和52～昭和57年度（平成4年度、平成21年度見直し）

③ 関係自然公園

国立公園 大山隠岐

国定公園 西中国山地、比婆道後帝釈

県立自然公園 宍道湖北山、立久恵峡、断魚溪・観音滝、千丈溪、浜田海岸、青野山、鬼の舌震

④ 利用の推進

中国自然歩道を県民に広く知ってもらい、ハイキング等の利用促進を図るため、17種類のパンフレットを作成して、モデルコースや見どころ等の紹介をしています。

表2-1-5

No.	コース名	パンフNo.	モデルコース	No.	コース名	パンフNo.	モデルコース
①	美保関・大平山コース	1-1	惣津・北浦海岸コース	⑦	石見銀山街道コース	7-1	やなしお道・湯抱小松地コース
		1-2	枕木山・大平山コース			7-2	温泉津・沖泊道コース
②	朝日山・一畑寺コース	2	朝日山コース	⑧	断魚溪・千丈溪コース	8	断魚溪周遊コース
			一畑寺・赤浦海岸コース				観音滝・龍頭ヶ滝コース
			塩津・十六島海岸コース				千丈溪コース
③	鱒淵寺・大社・立久恵コース	3-1	旅伏山・鱒淵寺コース	⑨	浜田海岸コース	9	豊ヶ浦・国分海岸コース
			大社・湊原海岸周遊コース				生湯海岸・外ノ浦コース
			神西湖周遊コース				瀬戸ヶ島・長浜海岸コース
		3-2	立久恵周遊コース	⑩	大麻山・龍雲寺・双川峡コース	10	大麻山・室谷コース
			久奈子神社・花の郷周遊コース				高城山・龍雲寺コース
							双川峡コース
④	宍道湖・斐川・雲南コース	4-1	宍道湖西岸コース	⑪	匹見峡・安蔵寺山コース	11-1	奥匹見峡コース
		4-2	荒神谷・加茂岩倉コース				表匹見峡コース
			木次・三刀屋周遊コース				裏匹見峡コース
⑤	鬼の舌震・吾妻山コース	5	鬼の舌震周遊コース			11-2	安蔵寺山コース1
			吾妻山コース				安蔵寺山コース2
			要害山コース				
⑥	三瓶山麓コース	6	北の原・西の原コース	⑫	津和野コース	12	地倉沼コース
			西の原・湯抱コース				青野山コース
							津和野城コース

第2章 人と自然との共生の確保

⑤ 管理

中国自然歩道の安全快適な利用を図るため、通常のパトロール、草刈等の管理を関係12市町村等に委託するとともに、災害等によって破損した箇所の維持補修工事を実施しています。なお、通行不能区間の解消などを目的として、路線の見直しを行い、平成21年度に新しい路線が決定しました。

(5) 自然とのふれあいの場の整備

自然公園においては、その優れた自然の風

景地を保護するとともに、自然に親しむ目的で自然公園を訪れる利用者のための利用施設を整備する必要があります。

このため、効果的な利用を図る施設として、自然探勝歩道、園地、駐車場及び公衆トイレなどの施設を重点的に、国、県及び市町村が連携を取りながら整備を進めてきました。

また、中国自然歩道においても、施設の不備や老朽化に伴い、整備を進めてきました。

平成22年度に県が整備した施設は、次のとおりです。

表2-1-6 自然公園施設整備一覧（平成22年度）

県事業

自然公園名等	市町村名	公園事業名等	整備内容
大山隠岐国立公園	大田市	男三瓶山頂	避難小屋新築
西中国山地国定公園	益田市	裏匹見峡歩道	落石防止柵、自然石護岸工
鬼の舌震県立公園	奥出雲町	鬼の舌震探勝歩道	栈橋改修
中国自然歩道	美郷町	石見銀山街道コース	公衆トイレ新設

3 自然とのふれあいの確保

(1) 自然にふれ、学ぶ場の確保

これまでに整備した三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設を、自然とのふれあいを楽しんだり、生き物との接し方や持続可能な利用について学ぶ環境学習の場として積極的に活用していきます。三瓶自然館及び附属施設である三瓶小豆原理没林公園等の管理運営にあたっては、財団法人しまね自然と環境財団を指定管理者とし、効率的で適切な管理を行うとともに自然教育の場として利用促進を図っています。

また、三瓶自然館では自然系博物館として自然環境に関する調査研究や環境教育に努めました。

(2) 自然とのふれあいの増進

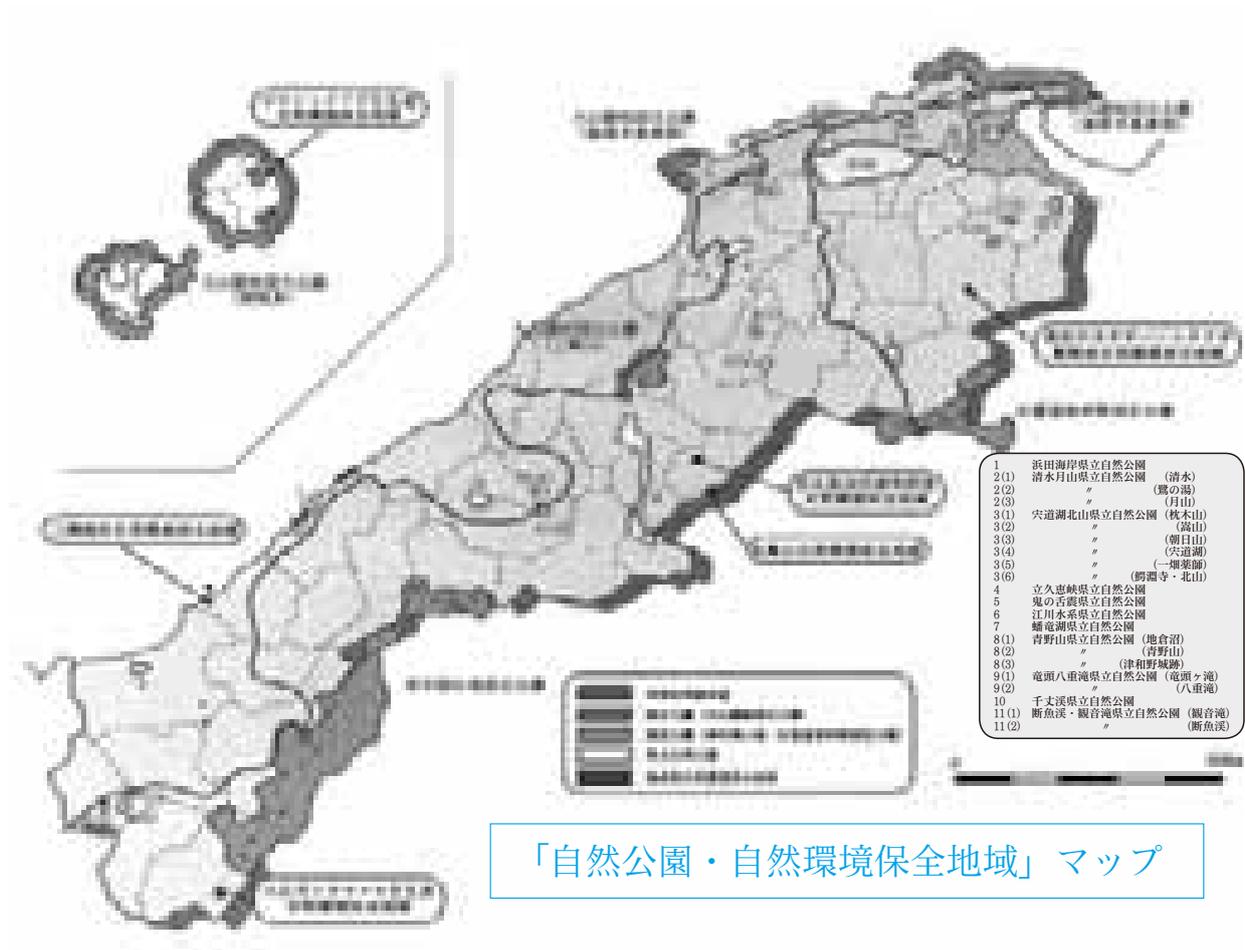
エコツーリズムの普及・定着を図るために、エコツーリズム啓発研修やエコツアーガイド研修の実施、有志団体等が実施するエコツアーの誘致、エコツアーマップの作成等を行いました。

4 環境に配慮した工事の推進

(1) 事業計画策定に当たっての自然環境への配慮の促進

自然環境情報の収集に努め各種事業計画の照会に対し環境配慮の助言を行いました。

図2-1-1 島根県自然保護地域図



2-1
の
推
進
自然とのふれあい

第2節 生物の多様性の確保

生物の多様性は、個々の生物種や地域における個体群が維持され、全体として生態系が保全されることにより確保されます。本県の豊かな自然の営みを守るため、山林、森林、河川、湖沼、海岸など、それぞれの環境に応じた生物の生息・生育環境の保全・回復を図ることが必要です。

1 野生動植物の保護対策 【自然環境課】

(1) 「しまねレッドデータブック」の発行

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況等を取りまとめたものです。都道府県レベルの状況をまとめたものとしては全国でも先駆的な取り組みとして、平成8年度に「しまねレッドデータブック」を発行しました。これは県独自に判断した保護の緊急性により3区分にランク付けし、動植物合わせて315種を掲載したものです。

その後、平成13年度から改訂作業に着手し、平成15年度末には「改訂しまねレッドデータブック」を発行しました。改訂にあたっては、環境省に準じた絶滅のおそれの度合いを示すカテゴリー区分の導入や掲載分類群の追加を行い、動植物合わせて836種を掲載種として選定、評価しています。

この「改訂しまねレッドデータブック」については、平成16年度末に県の監修の下に編集された「しまねレッドデータブック普及版」が発行され、県民に広く活用されています。

また、平成15年度末に改訂してから10年後を目処に改訂を行うために、平成22年度はしまねレッドデータブック改訂委員会を設置し、改訂作業に着手しました。

(2) 自然環境の調査・情報整備

野生動植物の生息生育実態をはじめとする自然環境について自然環境調査を実施するとともに、既存のデータについても広く収集整理を行っています。

これらの結果については、データベース化を行い地図情報として整理しており、各種開発協議にあたってはこれをもとに調整を図るなど、自然環境保護施策に活用しています。

平成22年度は、宍道湖におけるシンジコハゼ生息状況調査及び田頼川、吉田川における魚類相調査などを実施しました。

(3) レッドデータ生物の保護対策

「改訂しまねレッドデータブック」に掲載される種のうち、絶滅のおそれの高いものを中心として、生息・生育状況や生息・生育環境の調査等を実施し、貴重野生動植物の保護・増殖や失われつつある生息・生育環境の再生などを、専門家の方々や地域の方々と連携して実施してきました。

しかし、インターネットオークションへ希少野生動植物を出品する事例や県内における希少野生動植物の捕獲・採取事例が後を絶たないことから、希少野生動植物の捕獲・採取を規制する施策の検討を行いました。

この結果、平成22年3月に、県、県民等、民間団体及び事業者が協働して希少野生動植物の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、県民共有の財産である健全な自然環境を次代に継承するために、「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定しました。

平成22年度においてはオニバス、ダイコクコガネの2種について、この条例に基づく特に保護を図る必要のある「指定希少野生動植物」として指定を行いました。

(4) 自然の再生

地元保護団体や学術関係者等と連携して、開発や人の関わりの減少等により失われつつある自然環境や動植物種の回復・復元に取り組んでいます。

平成22年度には、県内では三瓶山にのみ生息する蝶であるウスイロヒョウモンモドキの生息環境の復元を島根大学、三瓶自然館及び地元小学校児童等と連携して行いました。ま

た、同じく県内では、松江市内のため池1箇所に生育する浮葉植物のオニバスの自生地及び移植地のモニタリング調査を実施しました。

2 野生鳥獣の保護管理対策 【森林整備課（鳥獣対策室）】

野生鳥獣による農林作物等の被害を防止しながら、野生鳥獣の保護管理を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき策定した第10次鳥獣保護事業計画（平成19年度～平成23年度）および、絶滅のおそれのある野生生物を保護するため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づいて鳥獣行政を推進していくもので、その主要事項は次のとおりです。

- ① 鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ、キジ・ヤマドリ）、鉛散弾規制区域の指定整備に関する事項
- ②鳥獣の放鳥獣に関する事項
- ③有害鳥獣の捕獲に関する事項
- ④鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ⑤鳥獣保護事業の啓発及び実施体制の整備に関する事項
- ⑥絶滅のおそれのある種の保存に関する事項

平成22年度に実施した主な事業は次のとおりです。

- (1) 平成22年度末現在の鳥獣保護区等の指定状況は表2-2-1のとおりで、鳥獣保護区の新規指定はありませんでした。
- (2) 愛鳥週間（5月10～16日）行事の一環として、小・中・高等学校及び特別支援学校の児童・生徒を対象とした愛鳥週間ポスター図案の募集（応募校55校、応募数514点）、その入

賞者の表彰と作品の展示や野鳥観察会（出雲市内）を実施し愛鳥思想の普及啓発に努めました。

- (3) 水鳥の保護対策の基礎資料とするため、例年行っているガンカモ類の生息調査（宍道湖・神西湖・高津川）を10月から3月までの間に行い、ガンカモ類の一斉渡来状況調査（県内全域）を平成23年1月9日前後で実施しました。（表2-2-2）
- (4) 傷病野生鳥獣の救護対策として、傷病野生鳥獣救護ドクターの7名により92件（鳥類79件、獣類13件）の傷病鳥獣の治療を実施しました。
- (5) 本県では弥山山地をニホンジカ捕獲禁止区域に指定し狩猟を禁止していますが、頻繁な出没や農林作物被害が深刻なことから、個体数調整と生息環境整備を重点的に進めました。併せて生息頭数調査（区画法調査・糞塊法調査・ライトセンサス調査）を実施し、より正確な頭数把握に努めました。
- (6) 県西部を中心とした西中国山地に生息するツキノワグマは、特定鳥獣保護管理計画に基づき対策を講じてきています。しかし近年、人家周辺への出没したり、農林作物畜産等への被害を発生させる状況にあるため、鳥獣専門指導員（ツキノワグマ）2名を設置し、出没時の対応や被害対策を講じるなど、適切な保護管理に努めました。
- (7) 狩猟鳥であるキジ・ヤマドリについて、その増加を図るために必要と認められる箇所において、キジ400羽、ヤマドリ50羽を放鳥しました。
- (8) 野生鳥獣による農作物被害対策として、防護柵等の設置及び有害鳥獣捕獲を推進し、その軽減及び防止に努めました。

第2章 人と自然との共生の確保

表2-2-1 鳥獣保護区等の指定状況

(単位面積：ha)

種 別	設定区分	21 年 度		22 年 度		備 考
		箇所数	面 積	箇所数	面 積	
鳥 獣 保 護 区	国 指 定	2	16,575	2	16,575	中海・宍道湖
〃	県 指 定	81	30,632	81	30,627	
特 別 保 護 地 区	国 指 定	2	15,695	2	15,695	中海・宍道湖
〃	県 指 定	12	572	12	572	
休 獵 区	〃	1	1,675	2	3,195	
特定猟具使用禁止区域	〃	78	24,006	78	23,989	
ニホンジカ捕獲禁止区域	〃	1	6,980	1	6,980	
キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	〃	14	24,812	9	19,335	
指定猟法使用禁止区域	〃	1	50	1	50	

表2-2-2 水鳥生息調査状況

(単位：羽)

年度	種別	マガモ	カルガモ	コガモ	オカヨシガモ	ヒドリガモ	オナガガモ
18		8,535	3,665	1,079	367	1,883	1,285
19		8,298	3,727	2,101	369	1,669	1,800
20		6,992	4,015	1,868	396	2,049	1,178
21		8,848	4,915	2,711	355	1,790	1,355
22		14,899	5,567	3,512	675	2,150	2,617

ハシビロガモ	ホシハジロ	キンクロハジロ	スズガモ	ホオジロガモ	ヨシガモ	アカツクシガモ
349	13,387	28,066	21,494	240	13	—
324	8,027	45,330	27,462	129	5	—
541	5,280	30,987	23,592	168	124	1
187	7,066	20,676	27,900	336	45	4
278	5,110	20,911	12,418	235	54	—

ツクシガモ	トモエガモ	アメリカヒドリ	オシドリ	ウミアイサ	ミコアイサ	カワアイサ
4	14	—	804	9	12	92
2	6,001	1	1,133	24	12	94
1	119	1	778	15	4	73
17	33	1	648	34	4	112
—	1,540	—	944	31	14	127

マ ガ ン	ヒ シ ク イ	コハクチョウ	オオハクチョウ	そ の 他	計
3,835	117	2,213	—	744	88,207
4,471	138	2,555	4	4,904	118,580
4,003	120	1,849	9	873	85,036
4,244	118	1,709	3	4,320	87,431
4,395	137	2,332	—	2,612	80,558

2-2
確 保
生 物 の 多 様 性 の 保 護

3 ラムサール条約湿地「宍道湖・中海」の「環境の保全」と「賢明な利用」の推進【環境政策課】

平成17年11月、宍道湖と中海はラムサール条約湿地として登録されました。

平成18・19年度は、登録の広報をはじめ「環境の保全」と「賢明な利用」の実現に向けて、緊急課題対応枠として事業を展開しました。

その後も継続して、賢明な利用を語る会の開催やKODOMOラムサール探偵団の活動等を行うなど、両湖の豊かな恵みを次世代へ承継していくという壮大な理念の実現に向け、長期的視点に立った、息の長い取組を着実に実施してきました。この結果、鳥取県との連携やNPO等住民との協働が促進されるなどの成果がありました。

平成22年度は、条約登録5周年の節目の年であったため、これを記念して鳥取県と連携して、下記のとおり記念事業を開催しました。

- ・記念展示「中海・宍道湖を知る、学ぶ展」

10月2日から8日間、くにびきメッセ（鳥根県松江市）で開催しました。両湖の形成過程と暮らし、生息する生き物、30～50年前の懐かしの写真、登録後の環境保全活動等について展示し、来場者に両湖の豊かな恵みと大切さをPRしました。【来場者数：約6,300名】
- ・北東アジアこども交流

10月9日には中海・宍道湖周辺のこどもたちが、韓国(慶尚南道・ウーボ沼等)のこどもたちとハゼ釣りや「湿地の宝」について意見交換し、湿地を守ることの重要性を互いに認識しました。【参加者数:54名】
- ・5周年記念シンポジウム「次世代へつなぐ豊かな恵み」

10月30日には米子市文化ホール（鳥取県米子市）で開催しました。地域NPOによる湿地保全の活動紹介やこども交流の成果報告、地域に馴染み深いタレントの吉田栄作さん、松本若菜さんのトークショー、こども環境ミュージカルなど、両湖の豊かな恵みを将来に引き継ぐことの大切さを会場の

皆様と一緒に考えました。【来場者数：約450名】

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

1 森林・農地・漁場の保全

(1) 森林の公益的機能の維持保全 【森林整備課】

森林は、水資源のかん養や、土砂流出防備等国土の保全機能はもとより、二酸化炭素を吸収し、再生産が可能な資源である木材の生産など、地球温暖化の防止に重要な役割を担っています。

なかでも、地球温暖化防止対策においては、京都議定書における温室効果ガス削減の検証期間である第一約束期間（2008年～2012年）に入り、二酸化炭素吸収源としての森林への期待がますます高まりつつあります。

県では地域森林計画を策定し、森林資源の利用と再生、間伐等による森林機能の充実・強化を図るための取り組みをしています。

森林整備を進めるにあたっては、補助事業により森林所有者等が行う植栽、下刈り、間伐などの費用負担の軽減や、林道・作業道などの路網の整備による施業の低コスト化の推進などを行っています。

また、特に重要な役割を果たしている森林については、保安林に指定し、その機能を損なう開発行為などを制限して保全に努めるほか、自然災害等により機能が低下したものについては、治山事業により機能回復のための防災施設の設置や森林整備を行っています。

(2) 水と緑の森づくり【林業課】

水資源のかん養、県土保全・緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組みます。

- ① 再生の森事業（荒廃森林の再生）
- ② みーもの森づくり事業（県民提案型）
- ③ 森づくり推進事業（森づくり情報交流・

人材養成など）

(3) 松くい虫及びナラ枯れ被害対策の推進 【森林整備課】

県内の松くい虫被害は昭和59年に約11万m³と過去最高を記録しました。その後は減少傾向で推移し、近年の被害量は約2万m³で、ピーク時の約20%にまで減少しました。

このため、公益的機能の高い松林に絞って込んだ防除計画を策定し、健全木の予防措置と被害木の駆除措置を組み合わせた被害対策を行っています。

また、平成20年秋から、松くい虫抵抗性マツ苗木の出荷が始まり、海岸部の被害跡地への植栽が進められています。

ナラ枯れ被害は、昭和61年に益田市美都町で被害木が確認されました。その後、県西部から被害が広がり昨年は東部まで拡大しました。

このため、成熟した林をナラ枯れに強い若い林にするため、広葉樹の積極的な利用の推進や被害木を処理する取り組みを行っています。

(4) 農地保全対策の推進【農村整備課】

農村地域は、食料の生産・供給の場であるとともに、そこに住む人々の生活の場であり、豊かな自然や、気候・風土に育まれた独特の農村景観により人々に安らぎを与えてきた場でもあります。

特に県土の約9割を占める中山間地域では、生産基盤整備や生活環境整備を一体的・総合的に行うことにより、農業農村の活性化を図りながら農地の保全を積極的に展開しています。またその整備にあたっては、生態系や景観・親水にも配慮し、新たな農村環境を生み出すことなどにより、地域住民の憩いの場や都市交流の場としても活用できるよう整備しています。

① 中山間地域総合整備事業

過疎、山村振興、離島振興、半島振興、特定農山村の指定を受けた地域等における

中山間地域で、ほ場整備や農道、農業用排水路などの農業生産基盤や、集落道や農村公園などの農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農村を取り巻く環境保全対策を実施しています。

平成22年度事業実施地区数 7地区

② ふるさと水と土基金事業（中山間ふるさと・水と土保全対策事業）

中山間地域等における水路や農道などの土地改良施設や、これと一体的に保全する必要があると認められた農地について、機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、人材の育成や、土地改良施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行います。

(5) 環境にやさしい農業の確立

【農畜産振興課】

① 推進事業

ア 島根県『環境農業』推進協議会の開催
学識経験者、消費者団体、農業団体、行政等を委員とする島根県『環境農業』推進協議会を開催し、しまね『環境農業』大賞の審査や島根県エコロジー農産物推奨制度等について検討を行いました。

イ 環境にやさしい農業研修会の開催
有機農業実践者、エコファーマー、農業者団体、行政担当者、指導機関・試験研究機関関係者等を対象とした「『環境農業』シンポジウム」及び消費者の理解促進を図るための「環境にやさしい農業リレー講座」を開催しました。

ウ 実証展示ほ場の設置
隠岐支庁、各農林振興センターで、環境にやさしい農業技術の実証展示を行

い、その普及拡大を図りました。

エ 島根県エコロジー農産物推奨制度の推進

平成21年度に推奨制度の改正を行い、推奨区分を「5割以上減」と「不使用」の2区分としたことから、この制度改正について生産者及び消費者に周知を図りました。

これらの取組みにより、平成22年度に持続農業法に基づく認定農業者（エコファーマー）は1,742名となりました。

② 農業用廃プラスチックの適正処理

島根県農業用廃プラスチック適正処理推進方針（平成11年12月1日制定）に基づき、次の事項を実施しました。

ア 地域協議会における組織的回収処理システムの構築

県内全地域で10の地域協議会が設立されており、地域毎に組織的回収処理システムが構築され、全地域協議会においてリサイクル処理を実施しています。

イ 農業用廃プラスチックリサイクル処理推進員の育成

各地域でのリサイクル処理の推進とリサイクル処理のための分別を徹底するため、平成14年度から推進員の認定研修・試験を行っており、平成22年度は8名が新たに認定され、合計134名の推進員が認定されています。

これらの取組みにより、リサイクル処理率は表2-3-1のように、高い水準となっています。

表2-3-1 リサイクル処理率の推移

単位：%

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
リサイクル率	9.8	11.8	18.2	28.5	74.1	75.7	87.6	94.7	93.1	90.6

(6) 漁場環境保全対策の推進【水産課】

本県には、日本海や汽水湖である中海・宍道湖、江川・高津川といった多様で豊かな水域が存在しています。

また、そこは良好な漁場でもあり、様々な漁業が営まれ、年間を通して良質な魚介類の供給源となっています。

漁場となる海や湖・河川の環境を維持・保全することは大切であるため、水質や水生生物のモニタリングなどを行うとともに、漁業者が行う漁場環境の改善の取組への支援・指導を行うことで、漁場環境の保全対策を推進しています。

・宍道湖・中海水産資源維持再生事業

良好な漁場となっている宍道湖・中海において、定点を定め水質・底質・水生生物を継続調査するとともに、両湖において環境悪化の要因となっている貧酸素水塊の動態に関する自動観測データや定期調査結果をインターネット上で公開することにより情報提供を行っています。

また、湖底耕うんやオゴノリ除去など、漁業者が行う漁場環境改善の取組への支援を行っています。

2 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用

(1) 木材利用の推進【林業課】

森林には、林産物の供給のほか、水源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能があります。森林の適切な活用・保全は、私たちの安心、安全で、快適な生活に寄与するものです。

特に、森林から生産される木材は、人にやさしく再生産可能な資源であり、二酸化炭素の排出抑制に欠かせない「カーボンニュートラル」な資源です。

地域の森林から生産された木材を、地域の住宅や公共施設等に幅広く利用し、さらに、製材工場で発生した残材などの木質バイオマスを燃料等として有効に利用することは、森林整備を促進するとともに、地球温暖化防止や循環型社会形成に貢献します。

平成20年3月に策定された、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」では、持続的な林業経営と森林の多面的機能を発揮させるために、「木を伐って、使って、また植えて、育てる」循環型林業を実現することとしており、実践計画である「森林・林業戦略プラン」においては、しまねの「緑豊かな森」を未来に引き継ぐため、「木や森を使う」視点にウエイトをおき、森林資源の利用を推進することとしています。

また、平成22年12月には「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針」を策定し、県内の公共建築物における県産木材利用を積極的に進めていくこととしています。

(2) 棚田地域の保全とその利活用【農村整備課】

農業生産の場として長い歴史を経て形成・維持されてきた棚田地域は、国土の保全や水資源のかん養など様々な公益的機能を有しており、下流域の都市住民の生命・財産を守る重要な役割を果たすとともに、農山村の原風景を保持するなどの多面的な機能を発揮しています。この棚田地域における保全整備や利活用を促進する地域活動の支援を行っています。

① 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（里地棚田等の保全推進）

里地や棚田等において、多面的な機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生のために必要な施設等の整備を実施します。

② ふるさと水と土基金事業（中山間ふるさと・水と土保全推進事業）

棚田保全への県民参加を促すとともに、保全や利活用のため活動を行う集落組織等の育成・定着並びに持続的な活動を支援します。

(3) 美しく豊かな海辺の保全と活用【漁港漁場整備課】

美しく豊かな海と漁業集落は、漁業活動に加え人々が訪れ、憩い、交流する場として重

要な役割を果たしているためその維持・保全を推進しています。

① 漁業集落環境整備事業

漁業集落における生活環境の改善を総合的に図り併せて生活廃水による海洋汚染を防止するため、集落道、水産用飲雑用水、漁業集落排水、緑地・広場等の整備を行います。

平成22年度事業実施地区 3地区

② 漁村再生交付金

個性的で豊かな漁村の再生を支援するため、地域の既存ストックの有効活用等による漁港施設及び生活環境施設の整備を行います。

平成22年度事業実施地区 3地区

③ 海岸環境整備事業

国土の保全と併せて養浜や植栽・遊歩道の設置等により海岸部の総合的なレクリエーション機能の整備を行います。

平成22年度事業実施海岸 1地区

第4節 快適な生活空間の形成

1 良好な景観形成の推進 【都市計画課（景観政策室）】

(1) ふるさと島根の景観づくり

島根県は優れた自然景観に恵まれ、伝統文化に彩られた個性豊かな景観が形づくられてきましたが、これらの貴重な景観も時代の流れのなかで次第にその姿を変えつつあります。

そこで、わたしたちの暮らしや地域の発展との調和を図りながら、過去の世代から受け継いだ貴重な景観を守り、育てることにより、生活と文化の豊かさを実感できる県土を創るため平成3年12月に「ふるさと島根の景観づくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、景観形成上特に重要な地域である宍道湖周辺を「宍道湖景観形成地域」として指定し、良好な景観形成の推進を図るとともに、県内全域において、大規模な建造物の建設や開発行為などについて、適切な景観づくりを誘導しています。

なお、平成16年12月に「景観法」が施行されたことを受けて、県では、市町村によるよりきめ細かな景観づくりの推進を図ることとしています。

(2) 主な景観政策事業

① 大規模行為等の届出

景観に影響を与える建築物、工作物の設置や開発行為について、事前に届出を求め、良好な景観形成のためにその行為の形態、意匠、緑化等について必要な指導・助言を行っています。

平成22年度は、大規模行為の届出が247件、景観形成地域内行為の届出が4件ありました。

② 地域景観づくり促進事業

地域を主体とした魅力ある景観づくりを促進するために、島根県景観づくり基金(9.3億円)により、住民や事業者が各種協定に基づき行う景観形成活動や市町村が行

う景観向上のための自主的かつ積極的な活動を支援しています。

平成22年度は、市町村の景観づくり経費補助件数2件でした。

③ 築地松景観保全整備事業

出雲平野の自然と文化に根ざした個性ある景観をつくり出している築地松を後世に伝え残すため、築地松景観保全対策推進協議会が行う築地松の保全整備活動を支援しています。

平成22年度末現在で、特定77件、一般80件、合計157件の築地松景観保全住民協定を認定しています。

④ しまね景観賞

優れた景観を形成している建物などを表彰することにより、県民の景観に対する意識高揚を図るため、「第18回しまね景観賞」を実施しました。

平成22年度は、173通の応募があり、「まち・みどり」など5部門で、計11件の表彰を行いました。

⑤ その他

住民等の景観づくりを支援するために、平成22年度は「景観アドバイザー派遣」を7件行いました。

2 緑化の推進【林業課】

平成10年度に県で策定した「島根県環境基本計画」の中に、「潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成」を目標に掲げており、この目標を達成するために、ツリーバンク制度や「できることから始めよう！身近な緑づくり運動」の活用や緑化相談事業等を通じて、緑豊かな生活環境づくりを推進しています。

(1) 主な緑化事業

① ツリーバンク事業

開発により伐採が予定されている樹木を山取りし、県立緑化センターで一定期間育成した後、公共施設等の緑化に活用し、緑

豊かな生活環境づくりの推進と樹木の有効活用を図る事業を平成5年度から実施しています。

② できることから始めよう！身近な緑づくり運動

(平成18年度までは「県民一人ひとりの緑づくり運動」)

県民一人ひとりが樹木の大切さを再認識し、緑あふれる快適な環境づくりに参加できるように、誕生、入学、結婚などを記念して自ら植樹される方々に、県が苗木を無償で提供し「思い出の木」として育てていただく県民参加の緑づくり運動を平成7年度から実施しています。

平成19年度からは(株)島根県緑化推進委員会との協働事業として実施しています。

(2) 緑化推進運動

森林や樹木等の有する公益的機能に対する県民の期待が高まり、県民の自発的な協力によって森林を守り育てていくため、平成7年5月8日「緑の募金による森林整備等の促進に関する法律」が制定され、緑の募金が誕生しました。

この法律に基づき、(株)島根県緑化推進委員会が緑の募金活動と募金による森林の整備及び緑化の推進の取り組みを行っています。

平成22年度においても、緑の募金を活用して森林整備事業、緑化推進事業、国際協力事業及び緑の少年団活動事業が行われました。

また、県立緑化センターを中心にして緑化相談の実施、公共施設の緑化推進などを通じ、緑化に関する普及啓発を図りました。

3 都市公園の整備【都市計画課】

都市公園とは、次に挙げる公園又は緑地です。

- ① 地方公共団体が設置する公園又は緑地
 - ・都市計画法により都市計画施設に位置付けられた公園又は緑地
 - ・都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- ② 国が設置する公園又は緑地（国営公園）

都市公園は、都市空間に緑豊かなオープンスペースを確保し、都市景観の向上に役立つとともに、健康の維持増進やレクリエーション活動、文化活動の拠点となるほか、災害時の避難場所となるなどの多様な機能を有しています。特に近年は地球温暖化対策として、都市公園が温室効果ガスの吸収源として位置づけられるなど重要な役割を担うようになりました。

都市公園の種類としては、表2-4-1のとおりです。

表2-4-1 都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置します。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置します。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置します。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置します。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置します。

第2章 人と自然との共生の確保

種類	種別	内容
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置します。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置します。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園で、1箇所当たり面積おおむね300ha以上として配置します。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置します。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置します。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置します。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置します。 但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とします。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するのものを含む)
都市林		主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置します。
広場公園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置します。
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置します。

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位(小学校区に相当)

本県の都市公園は、1982年(昭和57年)に開催された「くにびき国体」を契機に整備が促進されました。平成23年3月31日現在の都市公園の開設面積は、約967ha、都市計画区域内人口1人あたりの公園面積は約17.6㎡となっており、全国平均(約9.7㎡)を上回っています。しかし、市街地における身近な余暇活動の場となる住区基幹公園の整備は不足

しており、県民の余暇需要に対応できていないのが現状です。また、今後は既存の公園施設の老朽化に伴う維持管理費の増大が予測されるため、適切な施設保全計画を策定し、計画的な改築・更新を推進することとしています。

高齢者社会の到来や余暇時間の増大に伴い、あらゆる人々が身近に憩える場として都市公

園の果たす役割は今後益々大きくなると思われます。今後とも、県民の多様な需要を満たすよう、都市公園の整備及び利用の促進を図っていきます。

4 多自然川づくりの推進【河川課】

平成9年に河川法が改正され、河川法の目的に「河川環境の整備と保全」が位置づけられました。また平成18年には、1. 河川全体の自然の営みを視野に入れ、2. 地域の暮らしや歴史・文化と結びつきのある、3. 河川管理全般を見据えた多自然川づくりという3つの事項を踏まえた「多自然川づくりへの展開」が出され、「多自然川づくり」が全ての河川における川づくりの基本となりました。

そのため、個別箇所の局所的な視点ではなく

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために河川管理を行う「多自然川づくり」を推進しています。

5 水道の整備【薬事衛生課】

平成22年度末現在、県内の水道施設は上水道が14箇所（給水人口約52万人）、簡易水道が189箇所（給水人口約16万人）、専用水道が35箇所（約1,000人）となっています。

約68万9千人の県民が水道を利用しており、県内の水道普及率は96.7%に達していますが、今後もより一層の普及促進が求められています。

表2-4-2 水道施設数

(単位：箇所)

	水道用水供給事業（県営）	上水道事業				簡易水道事業			専用水道	合計
		市	町	事務組合	計	公営	その他	計		
3	2	8	9	3	20	199	9	208	10	240
4	2	8	9	3	20	202	10	212	10	244
5	2	8	9	3	20	204	10	214	10	246
6	2	8	9	3	20	204	12	216	10	248
7	2	8	9	3	20	208	9	217	10	251
8	2	8	9	3	20	207	7	214	7	243
9	2	8	8	3	19	210	6	216	7	244
10	2	8	8	3	19	208	2	210	6	237
11	2	8	8	3	19	203	2	205	5	231
12	2	8	8	3	19	203	2	205	3	229
13	2	8	8	3	19	203	2	205	3	229
14	2	8	8	3	19	200	2	202	29	252
15	2	8	8	3	19	201	2	203	36	260
16	2	10	4	1	15	200	2	202	40	259
17	2	10	3	1	14	201	2	203	38	257
18	2	10	2	1	13	200	2	202	40	257
19	2	11	2	1	14	197	2	199	39	254
20	2	11	2	1	14	196	2	198	42	256
21	2	11	2	1	14	191	2	193	40	249
22	2	11	2	1	14	187	2	189	35	240

第2章 人と自然との共生の確保

表2-4-3 水道普及率

	総人口	給水人口	普及率	上水道事業箇所		簡易水道事業箇所		専用水道箇所		全 国 普及率
					給水人口		給水人口		給水人口	
3	774,282	699,184	90.3	20	512,074	208	185,954	10	1,156	94.9
4	771,369	700,845	90.9	20	513,597	212	186,126	10	1,122	95.1
5	770,039	706,737	91.8	20	519,370	214	186,272	10	1,095	95.3
6	769,854	708,084	92	20	520,480	216	186,511	10	1,093	95.5
7	768,299	712,909	92.8	20	522,659	217	189,198	10	1,052	95.8
8	768,691	715,326	93.1	20	526,486	214	187,775	7	1,065	96
9	768,310	716,660	93.3	19	525,591	216	189,993	7	1,082	96.1
10	765,980	717,655	93.7	19	527,556	210	189,238	6	861	96.3
11	763,699	716,808	93.9	19	528,070	205	188,048	3	690	96.4
12	759,033	714,521	94.1	19	528,311	205	185,739	3	471	96.6
13	755,878	712,387	94.2	19	526,166	205	185,750	3	471	96.7
14	752,826	713,969	94.8	19	527,065	202	184,981	29	1,923	96.8
15	749,224	712,410	95.1	19	528,172	203	182,597	36	1,641	96.9
16	744,702	713,081	95.8	15	528,650	202	182,244	40	2,187	97.1
17	737,441	707,496	95.9	14	526,858	203	178,660	38	1,978	97.2
18	732,235	706,522	96.5	13	523,040	202	181,374	40	2,108	97.3
19	726,397	701,852	96.6	14	527,631	199	172,383	39	1,838	97.4
20	720,290	697,450	96.8	14	525,854	198	169,805	42	1,791	97.5
21	716,164	693,940	96.9	14	525,350	193	167,086	40	1,504	97.5
22	711,932	688,632	96.7	14	522,793	189	164,816	35	1,023	—

(注) 水道法に定める水道の定義

上水道事業 計画給水人口5,001人以上の水道事業

簡易水道事業 計画給水人口101人～5,000人の水道事業

専用水道 居住者101人以上の自家用水道及び水道事業以外の水道で20m³を超える給水能力をもつ水道

水道用水供給事業 水道事業（上水道・簡易水道）に水道用水を供給する事業